

鳥取市人権施策基本方針

第2次改訂（答申）

平成30年1月

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会

目次

| | |
|----------------------------|-------|
| はじめに | P 1 |
| 第1章 基本的な考え方 | P 1 |
| 1 基本方針の位置づけ | P 1 |
| 2 人権施策とは | P 2 |
| 3 人権尊重の基本理念 | P 2 |
| 第2章 取り組みの経緯 | P 3 |
| 1 取り組みの経緯 | P 3 |
| 第3章 基本的施策の推進と体制の確立 | P 4 |
| 1 基本方針と基本的施策 | P 4 |
| (1) 人権擁護の推進について | P 4 |
| (2) 人権意識の高揚を図る取り組み | P 5 |
| (3) 人材育成の取り組み | P 5 |
| (4) 相談機能強化の取り組み | P 5 |
| 2 推進体制の確立 | P 6 |
| 第4章 さまざまな人権問題の取り組み | P 6 |
| 1 同和問題（部落差別） | P 6 |
| 2 男女共同参画に関する人権問題 | P 7 |
| 3 障がいのある人の人権問題 | P 1 0 |
| 4 子どもの人権問題 | P 1 2 |
| 5 高齢者の人権問題 | P 1 5 |
| 6 外国人の人権問題 | P 1 7 |
| 7 病気にかかわる人の人権問題 | P 1 9 |
| 8 個人のプライバシーの保護 | P 2 0 |
| 9 アイヌの人々の人権問題 | P 2 2 |
| 1 0 刑を終えて出所した人の人権問題 | P 2 3 |
| 1 1 犯罪被害者やその家族の人権問題 | P 2 4 |
| 1 2 性的マイノリティの人権問題 | P 2 5 |
| 1 3 ハラスメント（職場における）に関する人権問題 | P 2 6 |
| 1 4 非正規雇用等による生活困窮者の人権問題 | P 2 7 |
| 1 5 インターネットにおける人権問題 | P 2 8 |
| 1 6 災害時における人権問題 | P 2 9 |
| 1 7 自死にかかわる人の人権問題 | P 3 0 |
| おわりに | P 3 1 |
| 参照 用語の解説 | P 3 2 |

はじめに

人権は、すべての人が生まれながらにもっている権利であり、私たちが明るく住みよい社会を築き上げていくうえで大切なものです。

本市は、平成19（2007）年、すべての人権施策の基本となる考え方や方向性を示す「鳥取市人権施策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

その後、平成23（2011）年の「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の施行に伴い、平成25（2013）年4月に第1次の改訂を行い、人権問題の解消に向けてさまざまな事業を展開してきました。

しかしながら、私たちの社会には、依然としてたくさんの人権問題が存在しています。さらには、情報技術の進展など社会情勢が変化の中で、新たな人権課題が生じるなど、人権問題は複雑化、多様化してきています。

平成28（2016）年、市内全域の15歳以上の市民5,000人を対象に行った「同和（部落）問題等人権問題に関する意識調査」（以下「市民意識調査」という。）でも、人権に関わるさまざまな課題が提起されました。

また、同年は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ（P36参照）解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」の施行、さらには「ストーカー（P34参照）行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）の改正など、差別問題や人権課題の解消に向けた法整備が大きく前進した年でもありました。

こうした人権を取り巻く状況の変化を踏まえたうえで、この度「基本方針」の第2次の改訂を行いました。

今後は、この「基本方針」を基に、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、差別や偏見、人権侵害のない社会の実現をめざし、より一層総合的で計画的な人権施策の推進に努めてまいります。

第1章 基本的な考え方

1 基本方針の位置づけ

この「基本方針」は、本市の人権施策の基本的な考え方や方向性を示すものであり、人権尊重の視点に立った施策を推進していく指針となるものです。

そして、すべての市民がこの「基本方針」を踏まえ、人権に関する認識や問題意識を持ち、人権尊重の視点に立った自主的な取り組みを積極的に展開されることを期待するものです。

また、この「基本方針」は、平成23（2011）年に制定された「鳥取市

差別のない人権尊重の社会づくり条例」において、市長が策定する人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針として位置付けられています。

さらには、平成28（2016）年に策定の「第10次鳥取市総合計画」では、基本構想の「互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり」に関連する個別計画としても位置付けられています。

2 人権施策とは

「人権施策」とは、人間らしく生きる権利を保障するすべての施策のことを総称しています。

その内容は、基本的人権を市民に保障する施策であり、差別や人権侵害によって損なわれている人権を市民に回復させる施策です。

また、差別や虐待などの人権侵害をなくすために取り組む施策であり、人権意識を育む教育・啓発です。

さらに、差別や人権侵害に対して、被害を受けた人たちの自立に至るまでの総合的な支援を行う人権擁護に資する施策をいいます。

3 人権尊重の基本理念

昭和23（1948）年、第3回国際連合総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。

その第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。（抜粋）」と示されています。

この理念は人類普遍の原理であり、日本国憲法においても「法の下での平等」及び「基本的人権の尊重」が定められています。

また、人権教育・啓発の分野では、平成6（1994）年の第49回国際連合総会で「人権教育のための国連10年」の決議が採択され、世界各国で「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。

この決議を受け、平成9（1997）年、日本においても「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定されました。

この計画の中で、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV（エイチ・アイ・ブイ）（P32参照）感染者、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組んでいくことが示されました。

本市においても、こうした理念に基づき、本市に暮らし、働き、学び、集うすべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、さまざまな施策を展開しているところです。

第2章 取り組みの経緯

1 取り組みの経緯

戦後、日本は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を原則とする日本国憲法を制定しました。

この憲法に基づいて、各地方自治体では、地方自治の確立、選挙制度の改革、福祉政策の転換、男女平等の追求、教育制度の改革など、多くの改革が進められ、本市においても具体的に人権を保障する諸制度を形作り、さまざまな取り組みを推進しています。

しかしながら、戦後の日本社会の急激な構造変化によって、憲法制定当時には想定できなかった問題が発生し、本市においても多くの人権課題が存在し続けるとともに、新たな課題も生み出されてきました。

昭和40（1965）年の「同和对策審議会答申」を受け、昭和44（1969）年に「同和对策事業特別措置法」が、さらには、昭和57（1982）年には「地域改善対策特別措置法」が施行されました。

本市では、そうした法律の施行以前から同和行政や同和教育を推進しており、同和問題の解決に向けた取り組みは既に行われていました。

そして、この人権問題の解決に向けた潮流は、昭和62（1987）年の「人権尊重都市宣言」、そして、平成6（1994）年の「鳥取市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする条例」の制定に発展し、本市のあらゆる人権課題の解決へ向けた取り組みへとつながっていきました。

例えば、同和問題（部落差別）については、平成4（1992）年に策定した「鳥取市同和对策総合計画」に基づき、平成22（2010）年度の計画終了まで、差別実態の改善や差別意識の解消、差別事象に対する対応等に取り組んできました。そして、現在においても、こうした取り組みを継続しているところです。

女性差別の撤廃・男女共同参画の推進については、平成11（1999）年の「男女共同参画社会基本法」を基に、平成14（2002）年に「鳥取市男女共同参画推進条例」を制定し、「鳥取市男女共同参画計画」により男女共同参画社会の形成に向けたさまざまな施策に取り組んできました。

障がいのある人への人権問題については、平成17（2005）年に施行された「障害者基本法」を基に、「鳥取市障がい者計画」を策定し、障がい者が住み慣れた地域で自立し社会参加することができる「共生社会」の実現に向けた施策に取り組んできました。

また、平成12（2000）年、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」が制定され、平成13（2001）年に、「人権教育のための国連10年」を基に「鳥取市行動計画」を策定し、人権尊重の精神の涵養と人権が尊重される社会の実現をめざし、市民集会の開催や各種の研修会などに取り組んできたところ

です。

そして、平成19（2007）年、すべての人権施策の基本となる考え方や方向性を示す「基本方針」を策定しました。

その後、平成23（2011）年の「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の施行に伴う平成25（2013）年の第1次改訂を経て、今回の第2次改訂に至っています。

なお、今回の改訂にあたっては、人権関係団体などに対する聞き取りや、「市民意識調査」により把握された市民意識の現状やその傾向等も踏まえ策定しています。

第3章 基本的施策の推進と体制の確立

1 基本方針と基本的施策

本市のすべての分野において、差別や人権侵害の現状を踏まえた施策の策定と国・県等の関係機関、人権関係団体、NPO法人（P32参照）等との密接な連携により、取り組みを推進します。

また、新たに制定された人権に関する法律等を広く市民に周知するよう努めるとともに、その法律が示す目的や理念を十分に踏まえながら施策を展開していきます。

さらには、当事者の参画を図るとともに「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」等に意見を聴きながら施策を進めていきます。

なお、市民参画型の手法を取り入れ、人権啓発等の取り組みを一層推進するために、平成11（1999）年に設立した「公益財団法人 鳥取市人権情報センター」との連携も一層強化していきます。

（1）人権擁護の推進について

差別や人権侵害に対しては、被害を受けた人が自立に至るまでの総合的な支援を行うことが必要です。

そのため、国・県等の関係機関と連携し、具体的に生じた差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、事象の検証を行い総合的な支援に努めます。

また、人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。

さらに、相談支援の窓口である「人権福祉センター」を中心とした体制の充実を図るとともに、相談員の資質向上に取り組みます。

また、人権問題の相談は、同時に生活困窮をはじめ福祉、就労、教育、住宅等の分野に渡る場合があり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めていきます。

そして、国・県等との密接な連携により、差別や人権侵害の防止並びに被害

者支援のための取り組みを推進します。

(2) 人権意識の高揚を図る取り組み

すべての人々が、命の大切さについて自覚し、人権問題を単に知識として理解するのみでなく、あらゆる差別や人権問題を自らの課題として真摯に受け止めていくことが不可欠です。

そして、日常の人権問題に敏感に気づくような感性を育み、あらゆる場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図っていく必要があります。

そのため、定期的には人権に関する意識調査等を実施するなどして、教育・啓発の効果を点検し、施策に反映していくことが重要です。

また、関係機関や市民団体等との連携による各種の集会や講演会、研修会や懇談会等を継続して開催することで、教育・啓発の一層の推進に努めていきます。

子どもたちに対しては、発達段階及び地域の実情を踏まえ、家庭・学校・地域などが、それぞれの役割を担いながら、協働して取り組んでいける人権教育を推進していきます。なお、本市の学校における人権教育に関しては、市教育委員会が策定の「学校人権教育推進プラン」によって、その考え方や取り組みを示し、人権尊重の精神を涵養する教育を一層進めていきます。

そうした教育・啓発の際には作成・配布する啓発冊子や資料についても、少しでも人権意識の高揚につながる内容や表現となるよう、常に工夫を凝らして作成していきます。

また、インターネット上での人権問題に対する啓発のあり方についても検討を進めるとともに、悪質な書き込み等に対しては、国や県と連携しながら削除要請を行っていきます。

併せて、この問題について、実効性のある法律の整備を引き続き国に要望していきます。

(3) 人材育成の取り組み

本市の職員を対象に、さまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施しながら、人材育成に取り組めます。

地域・職場等においては関係機関等と連携して人材育成プログラムの作成ならびに研修等を行い、人材育成に努めていきます。

また、人権問題の解決に向けた活動に取り組む市民団体を、育成・支援していくよう努めていきます。

(4) 相談機能強化の取り組み

人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、解

決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援体制の整備、充実を図る必要があります。

また、市民の多様で複雑化する人権相談等に対応するため、支援や制度・各相談機関等の存在の周知に努めるとともに、相談に応じる側の専門性を向上させたり、他機関との連携を図ることができる人材育成を行う必要があります。

このため、国や県の関係機関と連携を図りながら、相談・支援体制の整備、充実と相談員の資質向上を図ります。また、相談事例を踏まえた施策化を検討していきます。

2 推進体制の確立

本市のすべての部署で、人権尊重の視点に立った行政施策を実施するため、庁内の推進体制を強化し、人権施策の推進に関する連絡・調整と人権問題に関する情報の共有を図ります。

さらに、国、県、市町村、関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえ、互いに連携・協力を図りながら効果的で効率的な事業の推進を図ります。

また、人権侵害を受けた当事者に対する支援を行う体制の充実を図るため、相談員の資質向上を含めた人材育成等の取り組みを進めます。

なお、施策の推進にあたっては、庁内の関係部署の連携や協力を十分に図りながら行っていきます。

第4章 さまざまな人権問題の取り組み

1 同和問題（部落差別）

（1）現状と課題

本市は、「同和对策事業特別措置法」施行以前から今日まで、同和問題の解決に向けて多岐にわたる施策を進めてきた結果、一定の成果をあげてきました。とりわけ、同和地区の実態は住環境面を中心に概ね改善されました。

しかし、同和問題（部落差別）の解決には至っておらず、結婚など人生の節目での差別言動、日常生活における身近な人による差別言動など依然として存在しています。また、差別落書きや戸籍不正取得による身元調査、同和地区かどうかを問い合わせる事象や、インターネット上での差別を助長する行為も存在しています。

「市民意識調査」の結果では、「現在でも部落差別は存在していると思いますか」との問いに対して、「あると思う」が46.6%でした。

また、「あなたは、最近被差別部落の人々に対する差別的な発言や行動・落書きなどを直接見聞きされたことがありますか」については、13.8%が「見聞きしたことがある」と回答し、「見聞きしたもので、差別的言動を誰がしたのか」の問いでは、「知人・友人」が29.5%、「父母や家族」22.7%、「近

所の人」19.0%、「職場の同僚等」18.6%となっています。

「同和（部落）問題解決のために、どうしたらよいと思うか」の問いでは、「一人ひとりが自らの差別意識を克服し、差別を解消する行動をする」が40.0%、「行政は学校教育、社会教育を通じて教育活動、啓発活動を積極的に行う」33.6%、「非民主的な社会制度や不合理な迷信、慣習を改善し人権保障と人権意識の向上をはかる」30.2%、「このままそっとしておけば、自然になくなると思う」23.5%でした。

このような結果を見ても、同和問題（部落差別）の解消に向けた取り組みが求められていることがわかります。

また、こうした中、インターネット等の情報化の進展に伴う社会状況の変化を踏まえ、平成28（2016）年12月、「部落差別解消推進法」が施行されました。

この法律には、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、相談体制の充実を図ることや教育及び啓発を行うよう努めることと、国は、地方公共団体の協力を得て「部落差別の実態に係る調査」を行うことが示されています。

（2）施策の推進方針

同和問題（部落差別）の解決に向けて、教育・啓発の推進、相談体制の充実と強化、当事者の自立支援などが必要です。

- ① 市民団体や企業等と協働して、部落差別解消に向けた教育・啓発を推進します。
- ② 地域課題や相談ニーズを踏まえた教育・啓発を実施し、人権と福祉のまちづくりを推進します。
- ③ 具体的な差別事象や、インターネット等の情報化の進展に伴った部落差別に関する状況の変化に対応するための教育・啓発のあり方について調査研究を行います。
- ④ 差別を受けた被害者に寄り添った心理的ケアと自立支援を行うため、相談体制の確立や相談員の人材育成等に取り組みます。
- ⑤ 戸籍等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とした「本人通知制度」の周知を図っていきます。

2 男女共同参画に関する人権問題

（1）現状と課題

本市は、男女共同参画社会の実現をめざし、平成11（1999）年8月に「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」を策定以降、さまざまな施策に取り組んできました。

平成28（2016）年には「第3次男女共同参画かがやきプラン」を策定し、近年の社会情勢の変化に対応しながら、より一層男女共同参画を推進しているところです。

また、国では少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中、平成28（2016）年4月に「女性活躍推進法」が施行されました。これは、女性の就業の拡大をはかり、女性自らの意思によって、希望する職業や個々の能力を十分に発揮できる働き方の実現をめざすものです。

しかし、「市民意識調査」によると、男女共同参画に関する人権問題について、「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みの未整備」が43.1%、「男女の性別による固定的な役割分担」が34.4%、「採用や就職、昇給や昇進などで女性と男性の性別による格差」が34.4%など、依然として男女の立場が平等でない現状がみられ、このような意識の表れは、女性の就業や社会参画を阻む原因になっているとも考えられます。

今後、女性がさらに社会に参画していくためには、本市においても性別における固定的役割分担意識（P34参照）と男性中心型労働慣行を解消していくことは必要であり、男女ともに自分の希望する生き方ができる社会づくりが求められています。

そのためには、家庭や職場などにおいて性別による不平等な意識や慣行を見直すだけでなく、政策・方針決定過程において、男女が対等な構成員となるよう女性の参画拡大を推進し、男女双方の視点を反映できるようにしていきます。

本市が平成26（2014）年に実施した「鳥取市男女共同参画に関する意識調査」における「ドメスティック・バイオレンス（DV）（P35参照）の経験・認知」の結果によると、女性では「直接受けたことがある」の割合が9.6%で、男性の割合の5倍以上となっています。DVやセクシュアル・ハラスメント（P34参照）、（以下「セクハラ」という。）、性暴力などの被害者は、女性が多く、根底には女性の人権の軽視があると言われてしています。

このような中、本市では、「買春防止法」第35条に基づき、平成17（2005）年度から家庭相談員（平成22（2010）年度から家庭・婦人相談員）1名を配置してきたところですが、相談件数の増加と相談内容が多様であることを踏まえて、平成26（2014）年度から2名体制で対応しています。

また、家庭・婦人相談員は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導等も担っています。女性からの相談は、平成22（2010）年度384件が平成28（2016）年度は1,647件に増大しています。中でもDVに関わる相談は、平成22（2010）年度68件だったものが、平成28（2016）年度には160件と増加の一途をたどっています。

このような状況を踏まえ、市民が真に豊かで潤いのある生活を実現するためには、男性と女性の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる環境を整備する必要があります。

また、DV等は重大な人権侵害であり、決して許されるものではないことを市民一人ひとりに認識してもらうとともに、被害者支援の充実やDV根絶等の啓発を進めていくことも重要な課題のひとつです。

また、平成28(2016)年度に実施した「鳥取市子どもの成育環境調査」では、ひとり親家庭は10.4%でした。所得階層は、世帯年収概ね300万円未満の割合が全体(14.2%)と比較し、ひとり親家庭(45%)が高く、ひとり親家庭の9割は母子家庭でした。

児童の心身の健やかな成長のため、家庭生活の安定と向上、自立に向けた就労、子どもの養育・教育等への支援を推進する必要があります。

(2) 施策の推進方針

「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえた「鳥取市男女共同参画推進条例」に規定する「鳥取市男女共同参画計画」に基づき、次の施策等を推進します。

① 男女の平等社会の実現をめざし、男女共同参画の視点に立ち、多様性が尊重され、個人の持っている能力や可能性を十分に発揮できるよう、社会のあらゆる分野における男女平等教育や、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動等の取り組みを推進します。

また、男女がともに健康を享受できるようにしていくために必要な健康についての知識・情報を得る学習機会の提供や、男女の健康の維持・向上対策を推進します。

② さまざまな分野における政策・方針決定過程において、男女が対等な構成員となるために女性の参画機会の確保をめざします。そのため、女性の社会参画に対する意識を高め、積極的な女性登用を働きかけ、リーダーとなる女性の人材育成を推進します。

③ 男女に対して均等な機会と待遇が確保された労働環境の整備が促進され、働く女性とその希望に応じた就業が実現できるよう、「男女雇用機会均等法」等関係法令の周知を図るなど啓発に努めます。また、働きやすい職場環境づくりを推進しながら、仕事最優先の生き方や長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、職場と家庭での役割と責任を男女が協力して担うという社会的気運の醸成を図ります。

また、企業との連携により、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備、職場におけるさまざまなハラスメント防止、企業経営者の意識改革等を図ります。

- ④ 地域・社会活動への男女の参画を進めるため、活動への関心と男女共同参画意識を高める取り組みを推進します。女性やひとり親世帯の親子が、複合的に困難を抱える状況もあり、男女共同参画の視点に立って、必要な取り組みを推進します。

防災分野において、固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、多様な視点が反映されるよう、方針決定過程や地域防災活動への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成を推進します。

- ⑤ 家庭における固定的な性別役割分担意識を解消しつつ、家族の一員として、男女が対等な立場で、ともに家庭生活における家事や育児、介護等の責任を協力して果たすことができるよう、啓発活動を推進します。
- ⑥ 鳥取市男女共同参画センター「輝（き）なんせ鳥取」を拠点として、情報の提供や啓発講座の開催、活動団体の支援等、推進活動を幅広く実施します。
- ⑦ 配偶者等からの暴力は犯罪であり重大な人権侵害であることの啓発や、女性・児童への暴力の早期発見に向けた環境整備など、女性等に対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりを推進します。

また、関係機関と緊密な連携を保ち、被害者が安心して相談、保護・自立支援を受けられる体制の整備・充実を図ります。

- ⑧ ひとり親家庭への支援として、児童扶養手当、自立支援給付金、小中学校入学支度金の支給、及び母子父子寡婦福祉資金貸付に加え、学習支援事業の実施による養育・教育等の支援、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施による就労支援等、生活の自立と安定に向けた取り組みを推進します。

また、相談者へ必要な情報が届く制度周知や関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

3 障がい（P 3 3参照）のある人の人権問題

（1）現状と課題

障がいのある人の権利と尊厳を保護することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が、平成18（2006）年に国際連合総会で採択され、我が国においても平成19（2007）年に署名し、平成26（2014）年に批准しました。

この間、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立（平成23（2011）年）をはじめ、直近では「障害者差別解消法」の成立（平成25（2013）年）など、障がいのある人を取り巻く施策や制度は大きく変化しました。

その中でも、「障害者差別解消法」は、平成28（2016）年に施行され、行政機関や企業などの事業者等に対して「障がいを理由とする差別的取り扱い」を禁止するとともに、「障がいのある人に対する合理的配慮の提供」を義務付け

ています。

本市においては、平成27（2015）年に「鳥取市障がい者計画」を策定し、『いつまでも暮らしたい鳥取市』～共に生きる地域づくり～」を基本理念として、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進しています。

また、障がいのある人への施策をきめ細やかに推進するため、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の目標数値や提供体制の確保等の方策を盛り込んだ「鳥取市障がい福祉計画」も、平成18（2006）年から3年ごとに策定し、現在「第5期鳥取市障がい福祉計画」と、幼少期から成人するまでの切れ目のない支援体制を図るための「鳥取市障がい児福祉計画」の策定に向け検討を進めています。

しかし、「市民意識調査」では、障がいのある人の人権問題の存在について、「あると思う」と回答した人は、45.1%となっており、障がいのある人に関する人権についても、「経済的な自立が困難である」と回答した人が53.1%と最も高く、次いで「世間から差別的な言動を受けたり、偏見の目で見られたりする」41.2%、「就職・職場で不利な扱い（賃金や施設環境等）を受ける」39.7%と、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や根強い偏見が今なお多く存在する現実がまだ残っています。

また、本市が平成29（2017）年度に実施した聞き取り調査では、地域での理解促進の難しさ、保護者が亡くなった後への不安、高齢化、介護・看護職員の人材不足や確保、情報の不伝達、施設のバリアフリー（P35参照）化の遅れなど、障がいのある人への支援がまだまだ不足している状況があることと、障がいのある人への心無い一言により傷つき、外出をためらう声もあります。

さらに、平成28（2016）年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した入所者等への殺傷事件は、全国に大きな衝撃を与え、共生社会の実現に向けた努力と、障がいの特性を知り、障がいのある人を理解する取り組みの重要性が改めて浮かび上がりました。

このような中、平成29（2017）年9月には「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）」が施行され、障がいのある人が暮らしやすい社会づくりに向けて県下全域で取り組みを始めたところであります。市民・県民がさまざまな障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がいのある人が困っているときに声掛けをし、必要な支援を行う「あいサポート運動」にも積極的に取り組みながら、障がいのある人とも連携しつつ、障がいと障がいのある人の理解を促進していくことが一層必要となっています。

また、障がいのある人やその支援者のニーズを聞き取りながら、障がいのある人が地域で暮らしていくために必要な支援策を検討していく必要があります。

これらの取り組みを通じ、障がいの有無にかかわらず、誰もがひとりの個人としてその基本的人権を尊重して、互いに理解し、助け合うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる共生社会の構築をめざすことが重要です。

（２）施策の推進方針

「障害者基本法」に規定する「鳥取市障がい者計画」に基づき、社会的障壁をはじめとする障害や障がいのある人に対する差別の禁止、障がいのある人を含む全ての人とともに暮らし、自立し、社会参加できるまちづくりを進めるため、施策を推進します。

- ① 障がいのある人の思いが自己決定できるよう、支援者をはじめ周囲の人等による支援を行います。
- ② 障がいのある人がいつでも適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施することに努めます。
- ③ 個々の障がいのある人や介護をしている人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備・充実に努めます。

障がいのある人の地域生活支援の充実に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保に努めるとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。

- ④ 障がいのある人や家族、周りの人との交流・連携する機会を設けることにより、障がいへの理解と、市民への社会モデル（P 3 3 参照）の考え方の普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。

「情報バリアフリー（P 3 4 参照）化」の推進やコミュニケーション支援体制の充実に努めます。社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ（P 3 2 参照）の向上を図ります。

「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求め、地域協議会設置等の検討や障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進します。

- ⑤ 関係機関と連携し、障がいの早期療育体制の充実に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した教育支援体制の整備の充実に努めます。

4 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

少子高齢化に伴い、日本では年々子どもの数が減少して、核家族化の進行も、地域社会と子どもの接点を少なくしている要因の一つになっています。

また、子どもに十分な時間とお金をかけられない保護者の存在にも、社会の関心が向けられるようになってきています。

子どもの貧困率は、平成27(2015)年の「国民生活基礎調査」の結果、平成24(2012)年(前回調査時)より、2.4ポイント低下し13.9%となりましたが、ひとり親家庭、とりわけ母子世帯では、80%を超える家庭が「生活が苦しい」と回答しています。

社会環境の変化は、そのまま子どもたちの生活へつながり、コミュニケーションの形も変化し、これまでにないストレスに子どもたちはさらされています。

児童虐待については、平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、さまざまな取り組みが進められてきました。

同法は、平成16(2004)年に施行され、現在までに3回の改正が行われましたが、この間、児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その人格形成に重大な影響を与えること、この法律に児童の権利・利益の擁護に資することが明記されました。

そのほか、児童虐待を発見した者が通告する窓口が市町村にも拡大されるなどの整備、また、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため所要の措置を講じられることなどが加わり、取り組みが強化されてきました。

保護者は「虐待」ではなく、「躰(しつけ)」と考えていることが多いこと、また「放任主義」と「ネグレクト(P35参照)」の区別が十分でないことなどから、乳幼児健診、保育所、幼稚園、学校などでの早期発見がますます重要になっています。

また、平成25(2013)年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、児童扶養手当の増額や給付型奨学金が創設されるとともに、学習支援や子ども食堂などの取り組みも広がってきました。

そして、平成28(2016)年6月の「児童福祉法(昭和22(1947)年)」改正では、すべての児童が適切に養育される権利を有することなど、児童の福祉を保障するための原理が明確にされました。

さらには、市町村における妊娠期から子育て期まで切れ目のない児童相談体制を強化し、虐待の未然防止や早期発見を中心とした取り組みにより、保護者を支援していくことも示されました。

また、平成25(2013)年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」により、いじめの定義や基準が明確に示されたことで、相談窓口の充実や実態の顕在化に大きく貢献するとともに、子どもの育ちが保護者のみの責任ではな

く社会の問題であるという意識の高揚にもつながりました。

「市民意識調査」の結果を見ると、「あなたの周りにおいて、次のような人権問題があると思いますか」との問いの中で、子どもの人権問題に関する項目では、「あると思う」と回答した人は、全体で28.5%でした。

また、子どもに関する人権上の問題について、「特に問題になっているものは何か」という設問に対し、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの児童虐待」と回答した人が全体で65.6%と最も高く、次いで「子ども同士の暴力や仲間はずれ、無視などいじめ」が53.8%となっています。

児童虐待の発生予防、子どもの保護や支援、保護者支援など、まだまだ多くの課題が残されているのも現実です。児童虐待が子どもの命や心身の発達及びその後のいじめや不登校への関連性があることから、関係機関が連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、安心して子育てができる社会環境の整備や相談体制の充実を図るなど、子どもの最善の利益を保障するという視点で施策を推進していく必要があります。

平成6（1994）年、日本が批准した「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」では、すべての子どもたちが、成長の過程で必要な保護・援助が受けられることを前提に、子どもを一人の人格、子どもが権利の主体であることを認めています。

「子どもの権利条約」の理念を遂行するためにも、保護者を虐待に向かわせない、安心して子育てができる社会環境の整備、すべての子どもが安心して過ごし、学ぶことのできる学校環境づくり、安全な地域社会づくりが求められています。

（2）施策の推進方針

すべての子どもは、社会の大切な一員であり、心身ともに健やかに成長し自己実現を図っていく権利があります。子どもは大人の所有物ではなく、個人として尊重されなければならないという考えを共有し、教育・啓発を推進していきます。

今後とも「子どもの権利条約」の趣旨と内容の普及・啓発と実現に努めるとともに、「次世代育成支援計画対策推進法」による「鳥取市次世代育成行動計画」に基づき、施策を推進します。

- ① 本市の子育て支援事業や母子保健事業を進めるなかで、保護者の育児不安の解消や育児支援など、子どもが心身ともに健やかに周囲から愛されて育つよう環境の整備を推進します。
- ② 子どもが家庭や保育所・幼稚園・学校、地域の中で人格や個性が尊重され健やかに育つよう、地域や関係機関との連携を図るとともに、子どもの人権について「児童福祉週間（5月5日～11日）」や「児童虐待防止推進月間（1

1月)」などをおして啓発活動を行います。

- ③ 児童虐待の未然防止や早期発見を中心とした取り組みを積極的に進めるため、相談窓口の充実と情報提供を図るとともに、「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関と連携して早期発見に努めるとともに、必要な支援活動を行います。
- ④ 家庭や地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てるとともに、子どもの人権を守る社会全体の風土を醸成していきます。
- ⑤ 保育所・幼稚園・学校において、「子どもの権利条約」を踏まえた、保育・教育内容の充実、保護者への啓発、職員研修などの施策を推進します。
- ⑥ いじめ防止、いじめの早期発見、早期解決を図るため、いじめ防止教育の推進と支援体制を整備します。
また、人命に関わるいじめの重大事案に対しては、教育委員会と協議の上、必要があれば第三者委員会を設置し、解決に向けた対策をすみやかに行います。
- ⑦ 子どもの人権感覚を養い、いじめ問題など身近な問題に向き合い解決していくための創造性や連帯感を育てていくとともに、自己肯定感を育む人権教育を推進します。
- ⑧ 不登校やひきこもりの子どもが、将来に希望を持ち、生きがいを見い出せるよう、関係機関や民間団体と協働し、相談体制の充実など支援体制の整備をさらに推進します。
- ⑨ 「子ども食堂（P 3 3 参照）」の取り組みについては、全中学校区での展開を視野に、困難を抱える家庭の発見、支援を進めます。

5 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

本市の65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成28（2016）年9月末現在で、51,612人、総人口に対する高齢者人口の割合（高齢率）も27.0%と、3.7人に1人が高齢者で、本市においても高齢化が確実に進行しています。

高齢者の増加に伴い、日常生活に介護や支援を必要とする要介護と要支援の認定者は、10,741人（同時期）と年々増加しています。

また、ひとり暮らしの高齢者も増加し続け、平成17（2005）年の国勢調査時で4,975人であったものが、平成27（2015）年の同調査時では、7,240人と、約1.5倍となっています。

介護を取り巻く状況も、主たる介護者も高齢者という、いわゆる「老老介護」や、近年では、介護のために仕事を辞めざるを得ないといった「介護離職」の問題も生じています。

こうした社会状況の中で、加齢に伴い介護を必要とする高齢者や認知症状の

ある高齢者も年々増加しており、平成28（2016）年9月末現在、要介護認定を受けている65歳以上の人の中で、なんらかの見守りや介護、医療が必要と思われる認知症高齢者は6,437人となっています。

認知症は、誰でも発症する可能性のある疾患であり、年齢とともに発症率が高くなっていきます。高齢化の進行とともに、今後も認知症の人はますます増加することが見込まれます。

また、介護の長期化、養護者の高齢化による介護力の低下などとも相まって養護者の心身の負担が重くなっている状況もみられます。そして、これらが起因しての身体的虐待や心理的虐待、経済的虐待、介護放棄等のいわゆる「高齢者虐待」の問題が生じています。

さらに、「市民意識調査」の高齢者に関する人権上の問題で「特に問題となっているものは何か」との設問に対し、一番多かった回答が「高齢者を狙った詐欺などの犯罪が多い」の59.3%であるように、最近では、高齢者が悪質商法で被害に遭うケースや、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の財産管理の問題なども増加しています。

高齢者を取り巻く社会には、年齢制限など高齢者の豊かな知恵・経験・技術が活用されない就労状況や、社会的に高齢者として決め付ける偏見や固定概念が存在します。また、高齢者であることによって各種の社会参加をする機会が奪われていくなどの問題もあります。

そのため、高齢者が自身の知識や経験を活かし、生きがいつくりや地域貢献活動などに取り組み、地域の担い手の一員として活躍できる機会の提供や活動の支援が必要となっています。

今後、全ての高齢者の人格や個性が尊重されながら、さまざまな分野で活動が可能なるまちづくりを進めるとともに、介護放棄や身体拘束などの高齢者虐待に対する防止対策などを積極的に取り組む必要があります。

加えて、介護サービスの利用者が自分の思いを伝えられ、自分らしく生活できるよう、介護事業者に対して、資質の向上への取り組みを働きかける必要があります。

（2）施策の推進方針

本市は、高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう、「老人福祉法（昭和38（1963）年）」及び「介護保険法（平成9（1997）年）」の規定により策定する「第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（計画期間：平成30（2018）～32（2020）年度）に基づき施策の推進を行うとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17（2005）年）」に基づき施策を推進します。

① 高齢者の価値観や自主性を尊重しながら、社会参加しやすい環境づくりに

取り組み、高齢者の自己実現を支援していきます。また、必要な人が必要とする専門的サービスを適切に利用できるように、情報提供に努めます。

- ② 高齢者がその知識や経験を活かして、実社会の担い手として活躍することができるように、就労環境の整備を図ります。
- ③ 健康づくりや介護予防を重視した取り組みを行うとともに、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用しながら住み慣れた家庭や地域でできる限り生活し続けられるよう、サービス提供体制の強化に努めます。
また、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、医療・介護の専門職による支援活動の充実を図ります。
- ④ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、「地域包括支援センター」、「認知症地域支援推進員」、さらには「生活支援コーディネーター」などの福祉の関係者が連携し、地域の関係者との信頼や協力関係を築きながら、地域で高齢者を支えるネットワークづくりに取り組みます。
- ⑤ 認知症などで判断能力が不十分な高齢者の財産や生活を守るため、「成年後見制度（P 34 参照）」の普及に努めます。
- ⑥ 認知症に関する正しい理解や認識を深めるため、出前講座や認知症サポーターの養成等を通じて、啓発活動を推進します。
- ⑦ 高齢者虐待に対して、関係機関と連携して必要な措置を講じます。また、認知症や虐待への知識を深めるように、介護事業者の資質の向上への取り組みを働きかけます。
- ⑧ 老人クラブなどの高齢者団体の活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、地域貢献活動などを促進します。

6 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

本市には、現在約1,300人の外国人が居住しています。そして、国際化が進む社会情勢の中で、環日本海諸国をはじめとする多くの国々との交流が進められており、日常生活においてますます外国人と接する機会が増えています。

しかしながら、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国との関係、韓国・朝鮮人が比較的多数日本に在住しているという歴史的経緯やその実状、近年急速に増えている在住中国人の実状、その他諸外国に対する私たちの理解と認識は、必ずしも十分とは言えない面があります。さらに、私たちの日常生活の中には、外国人に対して人種や民族、生活習慣、宗教の違いなどに起因するさまざまな差別や偏見もあります。

特に近年は、デモやインターネットの書き込みなどにより、特定の種族や民族への差別を煽る「ヘイトスピーチ」が社会問題となっています。

このような中、平成28（2016）年には「ヘイトスピーチ解消法」が施

行され、国と地方公共団体による相談体制の整備や教育の充実、啓発活動など、対策を講ずるよう定められました。

「市民意識調査」の外国人の人権上の問題を問う設問の回答結果によると、「外国の生活習慣や文化などへの理解の不足」が41.3%と高い割合でした。また、「わからない」と回答した人も30.3%と多く、全体として理解不足や関心の低さが伺えます。差別や偏見をなくしていくためには、互いの文化に関心を持ち、お互いに理解していくことが必要です。

また、本市が平成29（2017）年度に実施した聞き取り調査において、多くの外国人が感じている問題は、「言葉の壁」に起因するものであることがわかりました。

このことについて本市では、「多文化共生社会（P34参照）」の実現に向け、特に在住外国人等の日常生活における支障を取り除くため、本市の国際交流拠点である「鳥取市国際交流プラザ」が中心となり、生活情報や生活物資の提供、生活相談、日本語指導等を実施しています。

学校教育や公民館等での生涯学習においても、市民の国際理解を推進し、「多文化共生社会」を実現するためのさまざまな取り組みを行ってきています。

さらには、外国人の労働賃金・労働環境についても改善が求められています。本市では、平成8（1996）年に「鳥取市外国人高齢者福祉手当等支給条例」を制定して国民年金に加入できない長期在住外国人への支援措置を行い、平成13（2001）年度実施の市職員採用試験からは、全ての職種において国籍要件を撤廃するなどの取り組みを行いました。

今後も、外国人の人権が尊重・保障される社会を実現するため、また、国際化に対応するためにも、外国人に対する人権意識の向上と正しい知識と理解のための施策を推進します。そして、外国人に対する差別や偏見の解消を図り、外国人も地域社会の住民として、共に安心して生活できる社会を構築していきます。

（2）施策の推進方針

- ① 国籍や民族、文化が異なる人々と交流・連携する機会を設けることにより、国際理解を目指します。また、お互いが理解・尊重しあって共に生きる多文化共生のための教育・啓発を推進します。
- ② 外国籍市民の市政参画を促進し、「多文化共生社会」の実現を目指します。
- ③ 外国人児童生徒の語学をはじめとする学力の向上に努めます。また、外国人児童生徒の保護者等に対しても日本語を学ぶ機会の提供に努めます。
- ④ 日常生活全般における言葉に関する不便・障がいを取り除くよう、公共施設や公共交通機関などにおける外国語による案内表示、また、外国語による情報提供の充実に努めます。

- ⑤ 平成28（2016）年に施行された「ヘイトスピーチ解消法」の周知及び、この法律に基づいた相談体制の整備や教育・啓発の推進に努めます。

7 病気にかかわる人（P35参照）の人権問題

（1）現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、さまざまな病気に関する正しい知識と理解が十分に普及していないために、病気に対する偏見や誤解により病気にかかわる人が人権侵害を受ける現状があります。

病気にかかわる人が抱える生活上の問題を人権問題として捉え、その解決に向けた取り組みが必要です。

「ハンセン病（P35参照）」は、国による隔離政策と官民一体となって行われた「無らい県運動」により、社会全体にハンセン病が恐ろしい病気であるという誤解を与え、差別や偏見を助長してきました。

ハンセン病回復者が、はじめて故郷に埋葬された事例が本市にはありますが、平成8（1996）年「らい予防法」が廃止され、平成21（2009）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行された現在でも、社会的には根強いハンセン病への差別・偏見が存在しており、ハンセン病回復者やその家族が安心して暮らせない現状があります。

「HIV（エイチ・アイ・ブイ）」感染者やエイズ患者等に対し、正しい知識や理解の不足から、病気そのものや患者・感染者を特別視する差別意識が存在しています。

精神疾患に対して、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識等が伝わっていないことから誤解や偏見が生じています。このことから、職場や地域で患者が疎外されたり排除されることがあります。

難病は、原因が分からなかったり、治療方法が未確立であり、また、症状が慢性的となったり、又は進行性があるために、患者及びその家族が日常生活を送る上で、経済的負担をはじめ、さまざまな問題が生じています。

また、厚生労働省が指定している難病のほかにも社会的に十分認識されていない病気もあり、可能な限り当事者の社会参加を進めていくためにも、社会の一層の理解を求めていく必要があります。

64歳以下の人の認知症を「若年性認知症」と言いますが、働き盛りの世代に発症する「若年性認知症」は、経済・就労・子育て等の面で当事者やその家族に与える影響が大きく、社会的にも問題になっています。また、認知症は高齢者が発症するものという誤解や偏見により、年齢が若いと認知症であることに結びつかず、早期発見・早期治療により病気の進行を遅らせる機会を逸することも少なくありません。さらに、社会の認知症に対する否定的な見方がある中で認知症であることを周りの人に知られることで、不当な扱いや疎外される

ことを恐れて、誰かに相談しづらい現状もあります。

また、患者側の人権を重視し、治療側との信頼関係のもとで安心して治療を受けることができる医療が求められています。医療従事者から自分の病状について十分説明を受け、同意した上で治療を受けるインフォームド・コンセント（P32参照）の確立など、患者の立場に立った医療を行うことが求められるとともに、病気等に関する患者や家族のプライバシーの保護が求められています。病気にかかっている人や家族の人権に十分に配慮していくことが必要です。

（２）施策の推進方針

- ① 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成21（2009）年）」の施行を踏まえ、ハンセン病回復者やその家族が名誉を回復し、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発を行い、偏見や差別の解消を図るため、関係機関と連携して教育・啓発に取り組みます。
- ② 感染症等に関する市民への情報提供を正確かつ迅速に行うとともに、相談を受け付けます。
- ③ 精神疾患や難病を含む病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。
- ④ 若年性認知症については、県等関係機関と連携を取りながら、当事者が集い、情報交換等を行う活動を支援するとともに、正しい理解の普及・啓発に取り組みます。
また、県等と連携し、早期発見・早期治療につなげるための相談やサポーターの育成などの支援を行います。
- ⑤ インフォームド・コンセントの確立と、医療・保健・福祉など関係機関との連携を図りながら患者の心情を理解し、患者の立場に立った医療の推進を図ります。また、患者や家族等の病気等に関するプライバシー保護について、特段の配慮をするように関係機関の職員の意識啓発に努めます。

8 個人のプライバシーの保護

（１）現状と課題

本市はもとより全国の自治体や企業等は、コンピュータやネットワークなど高度化する情報通信技術（ICT）の活用とともに、大量の情報処理や情報管理を行っています。

その一方、自治体や企業を問わず、収集し、保有する個人情報本人の認識がないまま流出し蓄積され、売買の対象とされたり、悪徳商法等に利用されたりするなど、情報漏えいによる著しい人権侵害事例が生じています。

個人情報の有用性に配慮しながら、かつ個人の権利利益を保護することが求

められており、電算業務上の管理面において個人情報の保護対策に万全を期することが大きな課題となっています。

平成27(2015)年度には、全国の自治体で「マイナンバー(P36参照)制度」が実施されました。市民の利便性の向上や行政の事務の効率化が進んだ一方で、個人情報流出の危険性も懸念されています。行政はもとより、企業や個人においても、情報管理をより一層徹底しなければなりません。

本市においては、市民等の個人情報に深くかかわるとともに、大量の個人情報を取り扱う事務が数多くある状況を踏まえて、職員一人ひとりが市民の個人情報を保護するという事は市民の人権を守ることであるという認識に立ち、必要な範囲において、かつ正確な個人情報を適切に収集管理し、業務を遂行することが強く求められています。

また、情報漏えいも、個人のプライバシーに関する人権侵害も、人的な要因によって引き起こされるものであることを踏まえ、市民や企業に対しては、個人情報保護に関する知識と意識の向上を図るべく、地域や企業での研修や市報の特集記事(@じんけん)による啓発活動を行っています。

本市では、平成15(2003)年4月に「鳥取市個人情報保護条例」を施行し、本市の機関が保有する個人情報を適正に管理することを義務付けるとともに、本人に対する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図っています。

平成24(2012)年度からは「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」を実施し、個人情報の漏えいや身元調査につながる住民票や戸籍謄本などの不正請求の抑止に努めています。

また、「個人情報の保護に関する法律」で個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等が定められ、企業等についても、保有する顧客情報などの個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めることが求められています。

そして、市民一人ひとりは、自らの個人情報が自らの人権に関する問題であることを理解し、自らの個人情報を守るという意識を持つことが大切です。

お互いのプライバシーを保護することは、個人の尊厳を基本とする情報化社会の実現のために最も重要なことです。個人情報の重要性が認識され人権が守られる社会づくりのために、行政と市民や企業等が一体となって取り組む必要があります。

(2) 施策の推進方針

- ① 個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会を構築するために、学校、地域、行政、企業などでのプライバシー、個人情報保護についての教育研修の機会(小地域懇談会や企業研修など)の充実を図るなど、個人のプ

プライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。

- ② 「個人情報の保護に関する法律」や「鳥取市個人情報保護条例」に基づいて、個人情報の適正な取り扱いに努め、個人のプライバシーが守られる社会の実現を図ります。
- ③ 「個人情報の保護に関する法律」、「鳥取市個人情報保護条例」、「鳥取市電子計算組織管理運営規程」及び「鳥取市情報セキュリティポリシー」に定めるところにより、人及び設備の両面の対策を図り、個人情報の保護に努めます。また、個人情報に関する苦情処理の対応についても、総務課を窓口として解決に向けて支援を行います。
- ④ 「住民票の写し等の交付にかかる本人通知制度」について、引き続き市報やホームページ等により広く市民への周知に努め、不正請求の抑止と不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。
- ⑤ 「鳥取市電子計算組織管理運営規程」や「鳥取市情報セキュリティポリシー」に基づいて、機器・電子データ・磁気媒体等の管理者を設置し、これらの適正な管理体制を確保します。

また、セキュリティ管理体制の順守、電子データの適切な取扱い、事故発生時の適切な対応、個人のシステム利用の制限、運用に関する基準及び運用実績記録の作成などの人的対策を推進します。

- ⑥ 平成27（2015）年度には、「マイナンバー制度」の施行を機に、特定個人情報の取扱いを制限するためのセキュリティポリシーの改訂や、国の指針に基づく業務システムのインターネットからの分割などの情報ネットワークシステムのセキュリティを強化したところであり、情報セキュリティを更に徹底した電算システムの運用を推進します。

9 アイヌの人々の人権問題

（1）現状と課題

国際連合では平成7（1995）年に「人種差別撤廃条約」が採択され、人種、皮膚の色又は種族的出身を理由にする人間の差別は、人間の尊厳に対する侵害であり国際連合憲章の原則の否定、世界人権宣言に謳われている人権及び基本的自由の侵害、及び国家間の友好的かつ平和的な関係に対する障害及び諸国民の間の平和及び安全をも害するものとして非難されなければならないとしました。

アイヌの人々に関する課題解決にあたっては、この条約の主旨が根底になっています。アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の文化を持って生活していましたが、幕末以降、和人による支配が進みました。

平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する

知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されるまでは、アイヌの人たちを保護するという名目ではあったものの、「旧土人保護法(明治32(1899)年)」という差別的な名称の法律で同化政策が推し進められ、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど抑圧されていました。

その後、国際連合からの勧告等もあり、平成20(2008)年、衆参両議院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択され、アイヌ民族が先住民族であることが正式に認められました。

平成21(2009)年には「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告書が内閣官房長官に提出され、内閣官房内に「アイヌ総合政策室」が設けられています。これを受けて、平成21(2009)年に「アイヌ政策推進会議」が発足し、総合的なアイヌ政策の推進に向けて議論が重ねられています。

また、平成22(2010)年には、「民族共生の象徴となる空間」北海道アイヌの生活実態調査」両作業部会の設置。平成23(2011)年6月には両作業部会から報告書が提出され、その後8月に「政策推進作業部会」を設置。平成26(2014)年には、アイヌ文化の復興等を推進するための「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

「市民意識調査」の「あなたの周りに次のような人権問題があると思うか」の設問で、「アイヌの人々の人権問題」を「あると思う」と選択した人は15.5%であり、提示した人権問題の中で最も低い割合となりました。

さらには、「アイヌの人々に関する人権上の問題は何だと思うか」の設問に対して、58.3%が「わからない」を選択しており、アイヌの人々の人権問題が、あまり身近でなく理解が進んでいないことが明らかになりました。

国における取り組みは前進しているものの、依然として歴史や文化への無関心や誤った認識から、就職や結婚などにおいて差別・偏見や生活上のさまざまな人権侵害が存在していて、本市においても、教育・啓発を進めていく必要があります。

(2) 施策の推進方針

アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消を図るため、関係機関と協力し教育・啓発を推進します。

10 刑を終えて出所した人の人権問題

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人や罪や非行を犯した人に対しては、本人に強い更生の意欲がある場合であっても、犯罪や非行履歴が広められるプライバシー侵害や、

地域住民の根強い偏見や差別意識が存在するため、就職先や住居等の確保が困難であるなど、社会復帰に向けての基盤が確保しにくい実態があります。

このような現状から、刑を終えて出所した人等の社会復帰の壁となっている事案を解消させていくために、家庭、学校、職場、地域社会でのあらゆる場所・機会をとらえて、更生保護の啓発活動を積極的に推進し、理解を得ていく必要があります。

あわせて、刑を終えて出所した人たちの社会復帰と自立支援に必要な相談活動やサポート体制も求められています。また、犯罪の被疑者や受刑者の家族に対する不当な差別や偏見などの問題も、解決に向けて取り組む必要があります。

(2) 施策の推進方針

刑を終えて出所した人たちや犯罪の被疑者、その家族に対する偏見や差別意識が解消され、家庭、学校、職場、地域社会が理解することが必要です。

このため、社会復帰にかかわる「保護司会」や「保護観察協会」、「更生保護女性会」、「BBS（P35参照）会」、さらには民間ボランティア等関係機関と協力し、この偏見・差別意識を解消するため、教育・啓発を推進するとともに、相談体制・就労支援や住居等の経済的支援体制の構築と推進に努めます。

1.1 犯罪被害者やその家族の人権問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族の多くは、その権利を尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。

平成12（2000）年に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」、平成16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」の制定、平成20（2008）年に経済的支援の充実を図った「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」の改正など、犯罪被害者やその家族への保護や支援の制度が整えられてきました。

しかしながら、犯罪に遭った人やその家族は、生命や身体、財産上の直接的な被害だけでなく、精神的ショックに起因する体や心の変調をはじめ、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、医療費の負担や失業等による経済的な困窮、取材や報道によるプライバシーの侵害等からくる深刻なストレス等、さまざまな問題（二次的被害）に苦しんでいます。

「市民意識調査」によると、「あなたは犯罪被害者やその家族に関する人権上の問題について、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか」という設問に対し、「犯罪行為によって精神的負担を受ける」52.6%、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の

平穏が保てなくなる」46.6%、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされる」43.9%という結果になっています。

この内容は、鳥取県の過去の県民意識調査においても繰り返し出てきている問題です。

今後は、犯罪被害者及びその家族の人権が尊重される社会を実現するため、社会全体で支え合うことのできる体制を構築し、関係機関や関係団体と当事者及びその家族等の心情や立場について理解を深めるための啓発活動を積極的に取り組む必要があります。

(2) 施策の推進方針

「市民意識調査」の結果を踏まえ、家庭、学校、職場、地域社会で犯罪被害者を支援していくという意識を醸成できるよう、講演会やパネル展示、チラシやポスターなどによる啓発に努めるとともに、「とっとり被害者支援センター」や「犯罪被害者支援ネットワーク」と連携して相談やサポートに努めます。

1.2 性的マイノリティ（P34参照）の人権問題

(1) 現状と課題

これまで社会では、性は男性と女性の2つに分けられ、異性を好きになるということがあたり前と捉えられてきました。しかし、今、性のありようは多様であるということが少しずつ認識されてきています。

性的マイノリティとは心と体の性が一致しない人（性同一性障がい等）や、好きになる人が異性であるとは限らない人など、性のありようについて少数派といわれる人たちのことを言い、LGBT（エル、ジー、ビー、ティー）（P32参照）という言葉で表すこともあります。

日々の生活の中であたり前と思われている男女の区別が辛く、受け入れがたく感じている人や、性的マイノリティへの日常的な差別言動などから、学校、職場、地域など周囲の人からの偏見や差別を恐れ、カミングアウト（P33参照）できずに苦悩されている人もいます。

また、性の区分を前提にした社会生活、制度上の制約などさまざまな問題があることから、この解消に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

国においては、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の基準を満たす人は戸籍の性別変更が可能となりました。

また、平成27（2015）年には、渋谷区で同性カップルを「結婚に相当する関係」として認める「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（同性パートナーシップ条例）」が制定され、渋谷区を筆頭に現在は全国に6つの自治体で導入されています。このような自治体の動きの他にも、複数

の企業が同性パートナーにも配偶者と同様の福利厚生制度を適用するなど、性の多様性を尊重する取り組みが進んでいます。

本市では、平成15（2003）年から申請書等に unnecessary 性別記載を削除するなどの取り組みを実施しています。また、リーフレットを作成し啓発にも努めています。

今後も性的マイノリティの人権について多くの人に理解され、自分らしく生きることがあたり前となるよう、教育・啓発等に取り組んでいく必要があります。

（2）施策の推進方針

一人ひとりの性のありよう（セクシュアリティ）は、個性と同じで一人ひとり違うということの理解を進めるため、また、性的マイノリティの人への差別や偏見が解消されるよう関係機関と連携し、正しい認識と理解が深まるよう教育・啓発に努めます。

各種申請書等の公文書について、 unnecessary 性別等の記載を省略するよう引き続き関係機関にも働きかけるとともに、安心して生活するために必要な社会的サービスの提供や社会の諸制度等におけるさまざまな課題について、検討を進めていきます。

1.3 ハラスメント（職場における）に関する人権問題

（1）現状と課題

職場における力関係等を背景としたいじめや嫌がらせの問題（ハラスメント）が注目され始めた背景には、これまでの終身雇用制が崩れ、不況や企業合併などで経営や雇用形態が急変する中、職場の人間関係が変化し複雑化していることが考えられます。

特に中高年に対するリストラの圧力、ノルマ強化などの労働強化、能力主義や成果主義などの導入による職場環境の変化など、また、労働者の意に反する性的な言動や行為（セクシュアル・ハラスメント）、妊娠・出産等を理由とする解雇などの不利益な取り扱い（マタニティ・ハラスメント（P36参照）、以下「マタハラ」という。）が働く者にプレッシャーを与え、精神的に追い込んでいく状況があります。

ハラスメントは、職場内の労働問題であるばかりでなく、受けた本人の失業や過労死へ結びつく、さらに、その家族まで影響が及びかねない人権問題でもあります。

また、「市民意識調査」の身近な人権問題が「あると思う」と回答した人の割合を項目別でみると、「パワー・ハラスメント（P35参照）（以下「パワハラ」という。）に関する人権問題」が45.9%と最も高い結果が出ています。

国においては、平成29（2017）年に「育児・介護休業法」が改正され、介護しながら働く人や、有期契約労働者が介護休業・育児休業が取得しやすくなるように改正されました。

また、上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（ハラスメント）を防止する措置を講じることが事業主へ義務付けられました。

今後とも国、県などの関係機関と連携しながら、その防止と被害者の救済に取り組んでいく必要があります。

（2）施策の推進方針

ハラスメント（パワハラ、セクハラ等）防止について、家庭、職場、地域などでの正しい認識の普及と啓発に努めます。また、企業・団体等への継続的な働きかけや、企業への訪問・普及啓発に努めます。

また、労働局等の関係機関と連携し、相談への対応、救済や調査等に取り組みます。

1.4 非正規雇用等による生活困窮者の人権問題

（1）現状と課題

近年、雇用情勢は改善されてきたと言われますが、派遣労働者等をはじめとする非正規雇用者や離職者は依然として多い傾向にあり、経済的な側面にとどまらず、安心して生活する権利や働く権利にかかわる問題は未だに存在しています。

「市民意識調査」において、非正規雇用等による生活困窮者の人権問題についての回答結果によると、同じ仕事をしても「正規雇用」と「非正規雇用」の間に賃金の処遇などの面で格差があると回答した人が全体で56.6%と最も高く、雇用形態によって格差があると感じている人が多くいます。

このため、正規雇用の増加に向けての各種の補助制度や相談支援体制の一層の充実・強化が求められます。

加えて、経済的な面に限らず、生活困窮者の社会的な孤立を防ぐため、地域による見守りや寄り添いといった取り組みも必要となっています。

（2）施策の推進方針

正規就労を含めた就労の支援に関しては、求職者に対し、本市が設置する無料職業紹介所で雇用アドバイザーが就労相談を行うとともに、求人企業とのマッチング支援を行います。あわせて、各種スキルアップセミナーの開催や支援制度の紹介などにも積極的に取り組みます。

また、就労に困難を抱えている社会的に孤立している生活困窮者の相談支援

については、平成27（2015）年に中央人権福祉センター内に設置した「パーソナルサポートセンター」において、相談支援員が関係機関と連携し、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、相談者に寄り添った個別的・包括的・継続的な支援を行います。

15 インターネットにおける人権問題

（1）現状と課題

情報通信、発信技術の進展により、インターネットは利便性の高いメディアとして多くの人に利用されています。インターネットにより、情報収集やコミュニケーションの迅速性は、急激に向上しました。

しかし、インターネットの「公開性」、「拡散性」、「記録性」という特性が、掲載された情報の修正、消去や急激な拡散の防止などを困難にし、また、発信の匿名性を利用しての誹謗中傷、差別や偏見を助長する情報発信など深刻な人権侵害が多数発生しています。さらに、インターネット版部落地名総鑑の出現や児童ポルノの流通による性的児童虐待が発生しています。

「市民意識調査」では、インターネット上における人権に関する問題の主なものとして、「他人への誹謗中傷や差別的な表現などの掲載」、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトやネットポルノなどの違法・有害なホームページの存在」、「SNS（エス、エヌ、エス）（P32参照）や防犯カメラなどから流出した映像がいつまでも見られるホームページの存在」等が挙げられています。

また、「侵害を受けた時の連絡先がわからない」といった意見があり、万が一犯罪等に巻き込まれた場合の適切な対応ができるための知識や手段に対する情報提供が不十分であるといった課題があります。

（2）施策の推進方針

- ① インターネットの正しく、安全な利用の方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法などについて関係機関と連携して学校、家庭、地域、職場等で教育・啓発を推進します。

学校においては、インターネットによるトラブルやいじめ等につながる行為を未然に防止するため、各小・中学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象として専門家による講演を行い、情報モラル教育を推進します。

- ② インターネット上での悪質な人権侵害事案に対しては、市民からの相談を受けるとともに、国や県、関係機関と連携しながら削除要請等を行っていきます。

また、インターネット上における人権侵害に適切に対応できる「プロバイダ責任制限法」の見直しなど、実効性のある法的整備について、引き続き国に要

望していきます。

16 災害時における人権問題

(1) 現状と課題

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災により災害に対する意識が変わり、国の災害対策もその教訓を踏まえることで改善されつつある中で、毎年のように災害が発生しており、随時対策の見直しが行われています。

特に平成28(2016)年は、4月の熊本地震や10月の鳥取県中部地震など、これまで地震の可能性が低いと想定されていた地域で地震が発生し、人命の喪失や建物の損壊など大きな被害が生じました。

今なお、復興の途中であり、元の生活に戻ることが困難で、長期にわたる避難生活を余儀なくされている被災者の方もおられます。被災者の方の不安な気持ちを理解し、その心に寄り添う支援ができるような体制づくりが重要になっています。

災害が起きた際には、高齢者や障がい者、子ども、傷病者や妊婦等、要配慮者の方々の避難時や避難後の生活について、その特性に配慮した食料や日常生活用具・機器の確保や、避難所における占有場所の配置などを考慮する必要があります。

そして、要配慮者に対してきめ細かい支援や配慮を行うためには、災害対策基本法の改正により作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」の活用等を通じて、平常時から災害を焦点に置いて地域の居住者を把握しておく必要があります。

また、情報の伝達に配慮が必要な方（視覚・聴覚に障がいのある方、日本語の理解が困難な方など）への情報伝達方法の多様化に対応しなければなりません。

一方で正しく情報を把握していないために生じる風評被害、災害転入者へのいじめや差別等の問題等、災害時に発生するさまざまな人権問題を未然に防ぐ施策も必要です。

これらに対応するためには、過去の災害から学び、普段から行政だけでなく地域においても、災害時に一人ひとりの命を守るために必要なことについて考え、自分自身のこととして対策を考え備えることが求められます。

(2) 施策の推進方針

- ① 災害発生時における情報伝達については、要配慮者にも配慮した様々な伝達媒体を利用するよう努めます。
- ② 市民がお互いに助け合うように、要配慮者支援への理解と啓発を行い、自治会や自主防災会などと協力をして共助の体制づくりを推進します。

- ③ 地元での防災訓練等をとおした実践的な防災知識や能力と自主防災組織体制の充実を図ります。また、住民自らが作成する地区防災マップの作成を推進し、作成に係る指導助言を行います。
- ④ 安心・安全な避難ができるよう施設のバリアフリー化や介護・語学ボランティアの活用やプライバシーへ配慮した受け入れ体制の整備に努めます。
また、通常の避難所での共同生活が困難な要配慮者の受け入れ先として、バリアフリー化に配慮した福祉避難所の確保と受け入れ態勢の整備を行います。
- ⑤ 災害時における救援・被災者受入等の相談窓口を避難所内に開設し、食料や飲料水など生活支援物資に関連する情報提供や被災者受入等に努めます。
- ⑥ 風評被害や被災地出身者に対するいじめや差別が発生している現状を踏まえ、被災地の現状を正しく知ってもらい、被災者、被災地に対する差別や人権侵害を起こさないよう教育・啓発に努めます。

17 自死（P 33 参照）にかかわる人の人権問題

（1）現状と課題

自死は、その多くが経済・生活問題、健康問題、家庭問題等様々な要因が関係して心理的に追い込まれた末の死であると言われています。

我が国の自死者数は、平成10（1998）年以降14年連続で3万人を超えていましたが、平成18（2006）年の「自殺対策基本法」の施行により、「個人の問題」と認識されがちであった自死が「社会の問題」と認識されるようになり、総合的な対策の推進もあって、自死者数は減少しています。

しかし、それでも毎年2万人を超えており、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は先進7カ国の中でも高い水準にあるため、国を挙げての一層の取り組みが重要となっています。

また、残された自死遺族が受ける精神的な苦痛は大きく、自責の思いや自死遺族に対する差別的な言動や偏見の目で見られるなど、周囲から孤立してしまうことがあります。

自死遺族の苦しい思いが社会に正しく理解され、地域での孤立を防ぐよう配慮が求められます。

（2）施策の推進方針

自死対策として、「ゲートキーパー（P 33 参照）」の育成研修、パネル展示等の啓発活動を実施します。

また、本市では同じ立場や体験をされた人たちが、自死遺族の自助グループを結成し活動されています。こうした団体の存在について市民に周知するとともに、活動の支援に努めていきます。

お わ り に

情報技術の進展など、社会情勢のめまぐるしい変化の中で、解決すべき差別や人権の課題は複雑化・多様化してきています。

そうした現状認識に基づき、新たに施行・改正された法律や、本市が実施した「市民意識調査」の結果等を踏まえながら、今回の第2次改訂を行いました。

本市に暮らし、働き、学び、集う全ての人の人権が尊重され、差別や偏見、人権侵害のない心豊かな「人権尊重都市鳥取市」の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

参 照 …… 用語の解説（50音順）

1 アクセシビリティ（P 12）

近づきやすいこと。物を得やすいこと。また、道具などの使いやすさ、情報やサービスに対する利用のしやすさのこと。広い種類の利用者が製品や建物、サービスなどを支障なく利用できる度合いを指していることが多い。

2 インフォームド・コンセント（P 20）

患者個人の権利と医師の義務をさす言葉。患者には医療上の自己の真実を知る権利があるので、医師は個々の患者が理解し納得できるように説明する義務がある。

3 HIV (Human Immunodeficiency Virus)（P 2）

ヒト免疫不全ウイルスのこと。一般にヒトに免疫低下を起こすウイルスとその感染による免疫不全症候群（エイズ 後天性免疫不全症候群）と合わせて使われることが多い。

4 SNS (Social Networking Service)（P 28）

人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供するオンラインサービス。主な SNS にツイッター、インスタグラム・フェイスブック、ラインなどがある。

5 NPO (Non Profit Organization)（P 4）

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、社会的な公益活動をする組織・団体をいう。

6 LGBT（P 25）

L：レズビアン (Lesbian)：女性同性愛者

G：ゲイ (Gay)：男性同性愛者

B：バイセクシュアル (Bisexual)：両性愛者

T：トランスジェンダー (Transgender)：生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人

※これ以外にも性のあり方はさまざまあります。

7 カミングアウト（P 25）

自分が社会一般に誤解や偏見を受けている少数派の主義、立場であることを他人に伝えること。同性愛者や性同一性障害者、在日外国人、HIV患者であることなどの公表。

8 ゲートキーパー（P 30）

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげ、見守る）を凶ることができる人のことをいう。

9 子ども食堂（P 15）

経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する活動。

10 自死と自殺の表記（P 30）

「自殺」という言葉は、悪いイメージで語られ、多くの遺族が辛い思いをしていることに配慮し、法律名や統計用語などを除き、「自殺」の呼称を「自死」に改めています。

ただし、法律等の名称（自殺対策基本法、自殺総合対策大綱など）や国等の統計に使用される用語（自殺死亡率、自殺者数など）は引き続き「自殺」を使用する。

11 社会モデル（P 12）

社会モデルとは障がいのある人が受ける社会的不利は社会の問題だとする考え方。障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考える。たとえば、駅で電車に乗るとき車いすを使って階段を上れずに電車に乗れないのは、エレベーターがないという障壁のためであり、このように社会が能力を発揮する機会を奪っているということ。社会モデルは、身体能力に着目するのではなく、社会の障壁に着目する考え方である。

12 障害と障がいの表記（P 10）

「障害」という用語が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記する。

ただし、法令等の名称を用いる場合や団体名、施設名等の固有名詞、人や人の状態を表さないものは対象としない。

13 情報バリアフリー（P 12）

障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられる用語が「バリアフリー」（21 参照）であり、情報を入手したり、伝達するための障壁（バリア）を除去しようとするものである。

14 ストーカー（P 1）

同一の者に対し、つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、見張り、監視していると告げる行為、面会・交際の要求、粗野・乱暴な言動、無言電話、連続した電話・ファクシミリ、汚物などの送付、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害を繰り返して行うことをいう。

15 性的マイノリティ（P 25）

性的少数派のこと。性同一性障害、同性愛者などの性に関する少数派に属している人全般をさす。

16 性別による固定的役割分担意識（P 8）

「男は仕事、女は家庭」あるいは「男は外、女は内」など、男女の役割を固定的にとらえる考え方、意識をいう。

17 成年後見制度（P 17）

認知症の高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度。代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が認知症高齢者等判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）に関する契約、遺産分割などの法律行為全般を行い、当事者を保護し支援する制度。

18 セクシュアル・ハラスメント（P 8）

一般には雇用の場での性差別の具体的な現れとして起きる「性的いやがらせ」をさす。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。

雇用の場だけでなく、学校や病院や福祉施設などで生徒・学生や患者や障がいのある人が被るハラスメントも深刻な問題となっている。

19 多文化共生（P 18）

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

20 DV (Domestic Violence) (P 8)

配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力をいう。

21 ネグレクト (P 13)

幼児など社会的弱者に対し、その保護、養育義務を果たさず放任する行為をいう。

22 パワー・ハラスメント (P 26)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

23 ハンセン病 (P 19)

ノルウェーの医師ハンセンが発見したライ菌の感染によって起こる感染症のこと。ライ菌の伝染力はごく弱く感染しても発病することは極めて稀だが、潜伏期は3年から20年にも及ぶことがあるため、かつては遺伝病と誤解されたこともあった。仮に発症しても現在では、治療法も確立され確実に治癒できる病気である。

24 バリアフリー (P 11)

本来、住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差などを取り除くという意味であるが、広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられる。

25 病気にかかわる人 (P 19)

「病気にかかっている人、病気にかかわっていた人、またはその家族、」遺族」のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人をいう。

26 BBS (Big Brothers and Sisters Movement) (P 24)

少年少女たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動をいう。

27 ヘイトスピーチ（P 1）

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動をいう。

28 マイナンバー（P 2 1）

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての人に1人1つの番号（12桁）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の行政機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものをいう。

29 マタニティ・ハラスメント（P 2 6）

職場において妊娠・出産した職員に対して、妊娠や出産が業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行うことをいう。

